

## かすみがうら市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「(仮称) かすみがうら市総合戦略」という。）の策定に関し、広く有識者からの意見を聴取することを目的として、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (仮称) かすみがうら市人口ビジョンの策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (2) (仮称) かすみがうら市総合戦略の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (3) その他、かすみがうら市における地方創生の推進に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、25名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室地方創生担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

3 この要綱施行後、最初に開催される会議については、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。